

第1編 総論

1. 後期基本計画策定の趣旨
2. 総合計画の構成と計画期間
3. 後期基本計画の施策体系
4. 後期基本計画の施策の考え方

1

後期基本計画策定の趣旨

総合計画とは、自治体運営の基本的な指針となる最上位の計画であり、将来都市像を具現化するためのまちづくりの方針を示すものです。本市では、瑞浪市総合計画策定条例において、総合計画を「将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針」と定義し、策定することを定めています。基本計画は、福祉や環境、まちづくりなど各分野で実施する施策に方向性を与えて、市として実施する施策に矛盾がないように一体性を確保しながら、市民、企業や各種団体、国、県など、市に関わるすべての人々が、共に理解し協力して取り組んでいくためのまちづくりの目標を定め、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針となるものです。

瑞浪市では、平成26年度（2014年度）を初年度とする第6次瑞浪市総合計画において、「幸せ実感都市みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて、様々なまちづくり施策に取り組んできました。この度、総合計画の中間年度を迎えるにあたり、基本計画の見直しを行い、後期5カ年の基本計画を策定しました。

後期基本計画は、第6次瑞浪市総合計画の基本構想に掲げた将来都市像や6つのまちづくりの基本方針、まちづくりの重点方針、施策体系などは引き継ぎ、将来都市像の実現に向けて、私たちが取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、市民と協働で施策を推進していく指針としています。

2 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、平成35年度（2023年度）を展望した瑞浪市のまちづくりの目標と快適な市民生活を実現するための施策を明らかにするもので基本構想、基本計画および実施計画で構成されます。

基本構想

基本構想は、平成35年度（2023年度）を目標年次として、瑞浪市の将来像の達成に向けたまちづくりの方針や施策の大綱を定めるものです。市民と行政の協働のもとで進める市政の最高理念となるものです。

基本計画

基本計画は、「基本構想」で示されたまちづくりの実現を目指し、根幹的事業の施策目標と施策を明らかにするもので瑞浪市の行財政運営の基本的指針となります。さらに、市民との協働のまちづくりの基本的な考え方を示します。

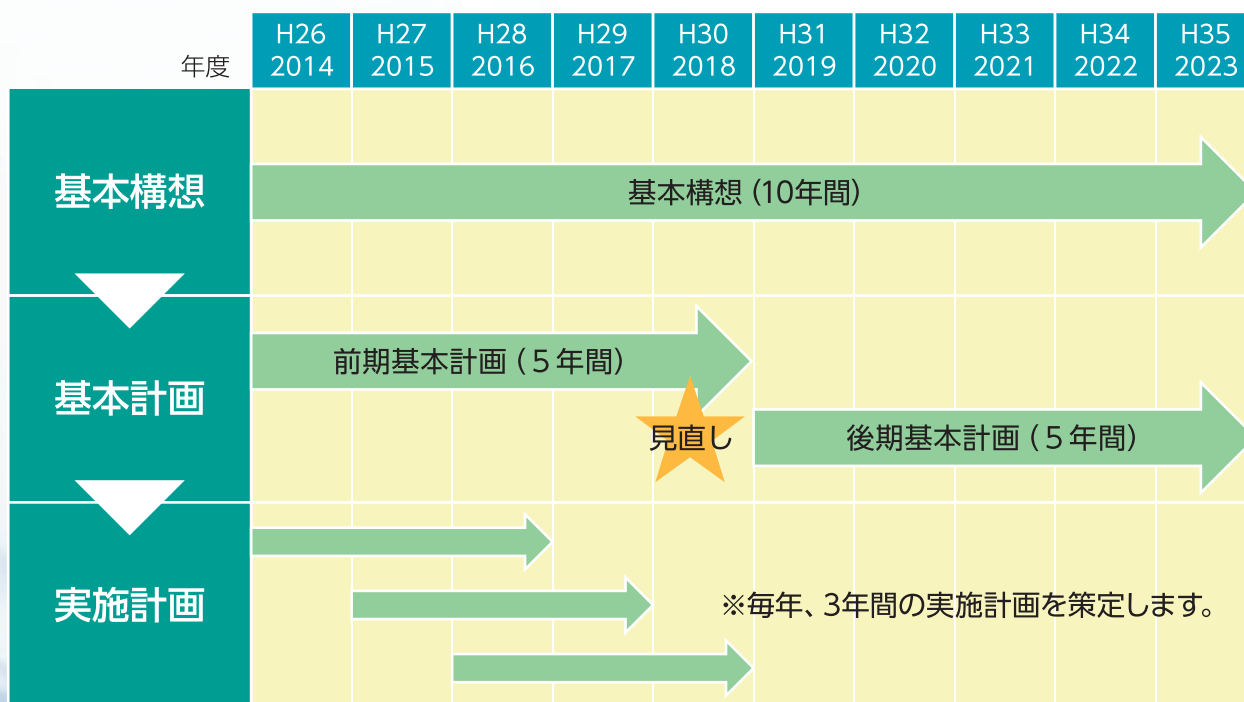
平成30年度（2018年度）に中間見直しを実施し、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）の5年間で後期基本計画期間とします。

実施計画

「基本計画」で示された施策を実現するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の行財政運営を具体化するものです。この実施計画は、社会・経済の変動に対応できるように毎年3カ年度を計画期間としてローリング方式により策定します。

〔総合計画の構成〕

〔計画の期間〕



3 後期基本計画の施策体系

瑞浪市が目指す将来都市像「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」の実現に向け、次のとおり「施策の体系」を掲げ、総合的、計画的なまちづくりを展開します。



4

後期基本計画の施策の考え方

社会情勢の変化や新しいニーズを受け、次の視点で基本計画を見直しました。

基本方針1

みんなで支え合い健やかに
暮らせるまち ～健康福祉～

- ・「地域包括支援体制の確立」に関する施策を新たに位置づけ、地域共生社会を推進
- ・子育て支援と次世代育成支援に関する内容を統合し、「子ども・子育て支援」とし、支援方策を拡充
- ・障がい者の地域生活支援として、基幹相談支援センターを東濃5市で共同設置し支援することを明確化

基本方針2

安全・安心で人と地球に
やさしいまち ～生活環境～

- ・誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通体系を推進
- ・自治会、自主防災組織等を対象とした小規模単位の訓練の推進を位置づけ、自助・共助の意識醸成の方策を拡充（地域防災力の向上）
- ・市内企業と求職者のマッチング事業を位置づけるなど、市内における雇用対策を拡充

基本方針3

自然と調和した快適で
暮らしやすいまち ～都市基盤～

- ・瑞浪恵那道路整備に伴い、道の駅の整備に向けた取組みを位置づけ、釜戸町周辺のまちづくり方策を拡充
- ・空き家等を活用した移住定住施策を拡充（明確化）
- ・瑞浪駅周辺における再開発支援を新たに位置づけ、支援方策を拡充

基本方針4

まちの魅力を活かした
活力あるまち ～産業経済～

- ・中心市街地において、魅力的拠点づくりの事業の検討を位置づけ、賑わいのあるまちづくり施策を拡充
- ・東濃5市に可児市、御嵩町を加えた東美濃地域での、広域連携による観光振興を推進していくことを位置づけ

基本方針5

いきいきと学び心豊かに
暮らせるまち ～教育文化～

- ・ICT機器を活用した教育を推進していくことを位置づけ、「できる・分かる授業」のための支援を拡充
- ・文化財等について、体験型学習活動事業を新たに位置づけ、地域住民などと協働した文化財等の維持管理・有効活用策を拡充

基本方針6

市民と行政で創造する
夢のあるまち ～新たなまちづくり～

- ・「瑞浪市まちづくり基本条例（H27.7～）」に基づき、各種関連事業を展開し、より一層の協働のまちづくりを推進していくことを明確化
- ・まちづくりサポートセンター「夢サポ」を活用したまちづくり活動や市民活動の情報提供を推進していくことを明確化

まちづくりの重点方針（3プラス1）

重点方針1 魅力的な暮らしを創造する

- ・移住定住のための施策を推進
- ・瑞浪駅周辺再開発に向けた取組みに着手
- ・企業立地の促進と市内就職の雇用促進策を拡充

重点方針2 快適な暮らしを実感する

- ・ICT機器を活用した授業の取組みを位置づけ
- ・防災・防犯情報について、情報発信、情報伝達を強化

重点方針3 元気な暮らしを応援する

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう関係機関と地域が連携できる地域包括ケアシステムを構築
- ・コミュニティバスやデマンド型交通による市民移手段の支援を明確化

プラス1 協働の夢づくり

- ・瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組みを進め、まちづくり意識の向上を図ることを位置づけ、協働のまちづくりを推進

第6次瑞浪市総合計画では、まちの活性化や地域コミュニティの維持など、本市にとって大きな課題である人口問題の解決、そして将来都市像を実現するために、分野の垣根を越えた全市的かつ戦略的なまちづくりの重点方針「3プラス1」を位置づけています。



